

「酒類の公正な取引に関する基準」に違反するおそれがあるとして  
「厳重指導」を行った主な事例

指導事例 1 【関東信越国税局】	
業 態	小売業
主な問題点	総販売原価割れ販売
違反状況	ビール系商品を総販売原価割れで販売していた。
違反原因等	<p>総販売原価の費用配賦において、店舗責任者の人件費を、酒類を購入した客数比で配賦する等、合理的とは認められない方法を採用して販売管理費率を算出していた。その上で、競合他社の販売価格を参考に、販売価格を設定していた。</p> <p>そのため、売上高比により販売管理費を配賦し総販売原価を算定したところ、正当な理由なく、総販売原価割れ販売を継続して行っていた事実が認められた。</p>
処分等	今後、同様の行為を継続した場合、基準違反となるおそれがあることから、指針に基づく厳重指導を行った。

指導事例 2 【東京国税局】	
業 態	製造業
主な問題点	総販売原価割れ販売
違反状況	清酒、焼酎を総販売原価割れで販売していた。
違反原因等	<p>総販売原価の算定の基となる原材料費等の金額に、現在の実態を反映していない過去の実績額を用いる等、合理的とは認められない方法を採用していた。</p> <p>そのため、改めて総販売原価を算定したところ、正当な理由なく、総販売原価割れ販売を継続して行っていたほか、自社のリベートに関する基準で定めた金額を超過した支払いを行っていたこともあり、一部商品については製造原価割れ販売を行っていた事実が認められた。</p>
処分等	今後、同様の行為を継続した場合、基準違反となるおそれがあることから、指針に基づく厳重指導を行った。

指導事例 3 【大阪国税局】	
業 態	小売業（業務用卸主体店）
主な問題点	総販売原価割れ販売
違反状況	ビールを総販売原価割れで販売していた。
違反原因等	<p>総販売原価の費用配賦において、配送拠点の従業員の人件費等を、商品の販売点数に占める酒類の販売点数比により配賦していたが、その算出根拠が明らかにされなかったため、合理的な配賦方法とは認められなかった。</p> <p>そのため、売上高比により販売管理費を配賦し総販売原価を算定したところ、正当な理由なく、総販売原価割れ販売を継続して行っていた事実が認められた。</p>
処 分 等	今後、同様の行為を継続した場合、基準違反となるおそれがあることから、指針に基づく厳重指導を行った。

指導事例 4 【広島国税局】	
業 態	卸売業
主な問題点	総販売原価割れ販売
違反状況	ビール系商品を総販売原価割れで販売していた。
違反原因等	<p>競合他社の販売価格を参考に、仕入価格に一定の粗利相当額を加える形で販売価格を設定しており、販売管理費を考慮した価格設定をしていなかった。</p> <p>そのため、売上高比により販売管理費を配賦し総販売原価を算定したところ、正当な理由なく、総販売原価割れ販売を継続して行っていた事実が認められた。</p>
処 分 等	今後、同様の行為を継続した場合、基準違反となるおそれがあることから、指針に基づく厳重指導を行った。